2　新水産業協同組合法施行規則第二十条の二第三項第九号に規定する書面の交付について、この省令の施行の際現に共済契約者又は被共済者から第二条の規定による改正前の水産業協同組合法施行規則（以下この条において「旧水産業協同組合法施行規則」という。）第二十条の二第四項の規定による承諾を得ている共済事業実施組合（新水産業協同組合法施行規則第一条第九号に規定する共済事業実施組合をいう。以下この条において同じ。）又は共済代理店（改正法第六条の規定による改正後の水産業協同組合法（次項及び第四項において「新水産業協同組合法」という。）第十五条の四第一項第四号（新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する共済代理店をいう。第六項において同じ。）は、施行日に当該共済契約者又は当該被共済者から新水産業協同組合法施行規則第二十条の二第三項第九号に規定する書面の交付に係る新水産業協同組合法施行規則第二十条の二第十項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

3　新水産業協同組合法第十五条の十二（新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定による情報の提供について、この省令の施行の際現に利用者から改正法第六条の規定による改正前の水産業協同組合法（以下この項において「旧水産業協同組合法」という。）第十五条の十二（旧水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する旧金融商品取引法第三十七条の三第二項又は第三十七条の四第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定による承諾を得ている共済事業実施組合は、施行日に当該利用者から新水産業協同組合法第十五条の十二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定により行う新水産業協同組合法施行規則第四十条第二項第一号（新水産業協同組合法施行規則第四十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する承諾を得たものとみなす。

4　新水産業協同組合法第十五条の十二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による共済契約者等（新水産業協同組合法第十五条の五第一項（新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する共済契約者等をいう。）に参考となるべき事項に係る情報の提供について、この省令の施行の際現に利用者から旧水産業協同組合法施行規則第四十条の二第二項の規定による承諾を得ている共済事業実施組合は、施行日に当該利用者から新水産業協同組合法施行規則第四十条の二第三項において準用する新水産業協同組合法施行規則第四十八条第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

5　新水産業協同組合法施行規則第四十八条第一項第一号に規定する方法による同号に規定する情報の提供について、この省令の施行の際現に共済契約者から旧水産業協同組合法施行規則第四十八条第二項の規定による承諾を得ている共済事業実施組合の役員又は使用人は、施行日に当該共済契約者から新水産業協同組合法施行規則第四十八条第二項において準用する新水産業協同組合法施行規則第四十条第二項第一号に規定する承諾を得たものとみなす。

6　新水産業協同組合法施行規則第二十条の二第十項第二号の規定による告知をしようとする共済事業実施組合又は共済代理店は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

7　新水産業協同組合法施行規則第四十条第二項第二号（新水産業協同組合法施行規則第四十条の二第三項、第四十三条の三第二項及び第四十八条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による告知をしようとする共済事業実施組合は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成四年通商産業省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
十～十五　（略）	九～十四　（略）
十六　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
十七　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
十八・十九　（略）	十五・十六　（略）
二十　ピペリジン―四―オン及びその塩類	（新設）
二十一～二十三　（略）	十七～十九　（略）
二十四　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）